

子どもから**性的虐待**の訴え（相談）があったときの学校の対応

1 性的虐待は発見されにくい

性的虐待は、他の虐待に比べて、外見적인証拠が見つげにくく、発見されることが少ない虐待です。そして、性的虐待は長期間にわたって心身の健康に深刻なダメージを与え、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、「魂の殺人」とも言われています。

性的虐待が発見されるのは、幼児や小学校低学年では、子どもの性に関わる言動によって発見されることが多く、小学校高学年・中学生・高校生では、子どもが信頼できる人に訴えたり、相談することによって発見されることが多いのです。

この資料は、子どもから性的虐待の訴え（相談）があったときの学校の対応についてまとめたものです。子どもから性的虐待の訴えがあったときには、見逃すことなく対応してください。この資料が少しでも参考になりますように。

2 子どもから性的虐待の訴え（相談）があったときに学校ですること

（1）学校の対応はチームでの対応

○子どもから性的虐待の訴え（相談）を受けた職員は、**訴えを聞いた直後に、速やかに管理職（校長・教頭）に報告**します。

○管理職は、子どもと面接する**職員2名**（訴えを受けた職員＋1名）に面接の指示をします。同時に、家族状況等の問題の把握及び家族環境の調査を、面接を行う職員以外の職員に指示します。

○子どもとの面接の内容と収集した情報を用いて虐待の「校内組織会議」を開催して、速やかに児童相談所・教育委員会への通告を決定します。

（2）児童相談所・教育委員会への通告の留意点

○通告は組織的な決定ですので、管理職（校長・教頭）が行います。

○子どもから性的虐待の訴えがある場合は、**加害者からの分離が原則**となります。
「分離」の時期は、子どもが性的虐待を訴えた当日です。訴えのあった当日、できるだけ早い時間に通告します。子どもは家に帰さず、学校にいる間に通告します。通告後、加害者と子どもが学校で遭遇しないようにしてください。

○きょうだいが在籍している場合には、きょうだいも学校に留め置いてください。

（訴えた子ども以外のきょうだいも虐待を受けている等、安全確保が必要な場合もあるためです。）

○通告には証拠や証明は必要ありません。子どもの安全が確保できないという理由で通告することができます。

3 子どもから性的虐待の話を書くときのポイント

○子どもとの面接は落ち着いて話せる静かな部屋で行いましょう。

○**「誰にも言わない。」などの約束はしません。**「あなたを守るためには他の人に話して一緒に考えることが必要。」と根気強く子どもを説得する必要があります。

○**2名の職員で面接**します。子どもが訴えた職員ともう一人で聞きます。（可能であれば、子どもに、もう一人の先生を選んでもらう。子どもに、「大事な話なので、もう1人の先生と一緒に聞きたい。」と子どもに話す。）

○打ち明けられた内容に驚いて過剰な反応をしないように気をつけましょう。

○必ず記録に残しましょう。子どもの言葉をそのまま残すことに留意してください。
面接は要約せずに、面接者の話した言葉、子どもが話した言葉通りにそのまま記録するようにします。主に子どもから話を聞く職員と記録する職員に役割分担をします。

4 子どもとの面接の実際

子どもが性的虐待を最初に訴え（相談）したときの職員の対応や面接の仕方はとても大切に重要です。性的虐待の正確な情報を子どもに話してもらうことが必要です。次の点に注意して面接を行います。

- ①面接は1度だけ行います。繰り返して聞きません。子どもの記憶は変容しやすく、面接者が意図しなくても、面接者の態度等で事実と異なった内容になることがあります。
- ②面接者が、意図しないのに、結果的に子どもの話を誘導したり、暗示をかけたり、圧力となることがあります。そうならないように、自由報告を主として面接します。
- ③子どもの言語能力に配慮し、子どもの答を待つことが大事です。

- (1) 子どもをリラックスさせます。
- (2) 「〇〇さんは私に（ ）さんから、体を触られる（例）という話をしてくれましたね。その時のことを最初から最後まで話してください。（自由報告）。
- (3) そうということがあったのは1回だけですか？
→「たくさんあった。」と子どもが答えたら、
「一番よく覚えていることを最初から最後まで話してください。
「一番最初にあったときのことを最初から最後まで話してください。」
「一番最後にあったときのことを最初から最後まで話してください。」
面接者は、「それから。」「そして。」と子どもが話しやすいように促します。
- (4) 「その日は何がありましたか」（ゆるやかなWH質問）
- (5) 会話（口止めや脅し）、他者（他の加害者、目撃者、被害者）について
 - ①（ ）さんは何か言いましたか。
 - ②他に誰かいましたか。
 - ③このことを知っている人は他に誰かいますか。
- (6) クロージング
「たくさん話してくれてありがとう。」とはっきり伝える。

※無理に聞き出さないこと。繰り返し聞くことは避けてください。

※子どもが性器の名称をいえないときには、添付の人体図を用いて、頭、手、胸、腹、性器、足の順に職員が指さし、子どもに名称を言わせてください。面接者が性器の名前を言わないこと。誘導にならないようにします。

【参考・引用文献】・福島県保健福祉部児童家庭グループ・福島県教育庁学習生活指導グループ制作（2007）

「保育従事者・教職員向けの児童虐待対応の手引き」

・仲真紀子編著（2016） 「子どもの司法面接 考え方・進め方とトレーニング」 有斐閣

・文部科学省制作（2006） 研修教材「児童虐待と支援」

・文部科学省制作（2007） 「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」

2019年2月 福島大学人間発達文化研究科特任教授 安部 郁子 作成

